



一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 三重県志摩市阿児町神明1249番地

氏 名 小崎商店 代表 小崎 浩則

令和2年6月8日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり許可する。

- 1 有効期間 令和2年 7月 6日から
令和4年 7月 5日まで
- 2 作業区域 志摩市一円
- 3 許可条件
 - 1 関係法令及び条例に違反しないこと。
 - 2 取扱廃棄物は許可申請書記載のとおり志摩市内から排出された「一般廃棄物・事業系一般廃棄物」とする。
 - 3 一般廃棄物回収にあたり、騒音・悪臭・水漏れ・飛散のないようにすることとし苦情が発生した場合は誠意をもって対応し解決すること。
 - 4 一般廃棄物収集運搬業を行うにあたり業者間及び市民間とのトラブルが発生した場合は誠意をもって対応し解決すること。
 - 5 志摩市内で排出された一般廃棄物は志摩市の分別基準に従い分別を行い、やまだエコセンターへ搬入し、職員の指示事項に従うこと。
 - 6 他市町村から排出された一般廃棄物をやまだエコセンターへ搬入しないこと。また、産業廃棄物は市内・市外を問わず全て搬入しないこと。
 - 7 事業実施途上で、市の調査事項が生じた時は速やかに協力すること。
 - 8 許可申請内容に変更が生じた場合はあらかじめ市長に届出又は許可を受けること。
 - 9 許可条件に違反した時は、許可を取り消す。
 - 10 前項についてはあらかじめその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与える。
 - 11 許可の取り消し及び許可の更新をしない場合において、市はその事業所が蒙る損害については一切補償しない。
 - 12 当事業で生じた損失の補填、又は廃業に伴う補償等、市への一切の補償等の要求等は絶対に行わないものとする。

令和2年 6月17日

志摩市長 竹内 千尋

